

議決事項第1号

| 規 則 名 | 理 由 | 要 旨 |
|-------------------------------|---|---|
| <p>教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則</p> | <p>教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 教育職員免許法の一部改正に伴い、免許状の再授与申請に係る提出書類を省略し申請の簡素化をはかるため、必要な書類を定める。 (第3条及び第4条関係)</p> <p>2 規定の整備 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い規定を整備する。 (別表13関係)</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行する。 (改正附則関係)</p> |

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（案）

教育職員免許に関する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「第五号から第七号まで」を「第四号から第八号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

八 その他授与権者が必要と認める書類

第四条ただし書中「第七号から第十号まで」を「第七号から第十一号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 その他授与権者が必要と認める書類

別表十三中「第三十八項」を「第三十五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(授与等の願い出)</p> <p>第三条 免許法第五条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三、第十六条の四、第十七条又は附則第十一項の規定により普通免許状の授与を願い出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めを願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、<u>第四号から第八号</u>までに掲げる書類は、必要がある場合に限る。</p> <p>一 七略</p> <p>八 その他授与権者が必要と認める書類</p> <p>(免許法による検定の願い出)</p> <p>第四条 免許法第五条第一項、第二項若しくは第五項、第十七条、第十八条、附則第十八項又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定により普通免許状、特別免許状又は臨時免許状の授与のための教育職員検定を願い出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、<u>第七号から第十一号</u>までに掲げる書類は、必要がある場合に限る。</p> <p>一 十略</p> <p>十一 その他授与権者が必要と認める書類</p> <p>別表十三 免許法施行規則附則第三十五項に規定する単位の修得方法</p> | <p>(授与等の願い出)</p> <p>第三条 免許法第五条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三、第十六条の四、第十七条又は附則第十一項の規定により普通免許状の授与を願い出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めを願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、<u>第五号から第七号</u>までに掲げる書類は、必要がある場合に限る。</p> <p>一 七略</p> <p>(免許法による検定の願い出)</p> <p>第四条 免許法第五条第一項、第二項若しくは第五項、第十七条、第十八条、附則第十八項又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定により普通免許状、特別免許状又は臨時免許状の授与のための教育職員検定を願い出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、<u>第七号から第十号</u>までに掲げる書類は、必要がある場合に限る。</p> <p>一 十略</p> <p>別表十三 免許法施行規則附則第三十八項に規定する単位の修得方法</p> |